

○「障害児通所給付費等の通所給付決定等について」（平成24年3月30日障発0330第14号）の一部改正について

改正後	現行
<p style="text-align: right;">障発0330第14号 平成24年3月30日</p> <p style="text-align: right;"><u>一部改正 障発0329第19号</u> <u>平成25年3月29日</u></p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p style="text-align: center;">障害児通所給付費等の通所給付決定等について</p> <p>標記については、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)及びこれらの関係法令によって規定しているところであるが、この実施に伴う取扱いは下記のとおりであり、平成24年4月1日より適用することとしたので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。</p> <p>なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1</p>	<p style="text-align: right;">障発0330第14号 平成24年3月30日</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p style="text-align: center;">障害児通所給付費等の通所給付決定等について</p> <p>標記については、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)及びこれらの関係法令によって規定しているところであるが、この実施に伴う取扱いは下記のとおりであり、平成24年4月1日より適用することとしたので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。</p> <p>なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4</p>

項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

第一・第二 (略)

第三 通所給付決定の際勘案すべき事項その他の基本事項

1 通所給付決定の際に勘案すべき事項を定める趣旨

児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）第18条の10に規定する通所給付決定の際に勘案すべき事項（以下「勘案事項」という。）を定める趣旨は、次のとおりである。

(1) 当該申請に係る障害児の障害の種類及び程度その他の心身の状態

当該障害児の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳に記載されている障害の状況又は疾病名のみに着目するのではなく、障害があるがゆえに日常生活を営むのに支障をきたしている状況等を含めて勘案する。

なお、「その他の心身の状態」を勘案する場合とは、通所による支援よりも入所による支援や医療機関への入院が適当である場合等を想定している。このような場合に当たるとはではないかと考えられるときは、市町村は、申請者の同意を得て当該障害児の主治医等の医療機関に問い合わせるほか、

第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第一・第二 (略)

第三 通所給付決定の際勘案すべき事項その他の基本事項

1 通所給付決定の際に勘案すべき事項を定める趣旨

児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）第18条の10に規定する通所給付決定の際に勘案すべき事項（以下「勘案事項」という。）を定める趣旨は、次のとおりである。

(1) 当該申請に係る障害児の障害の種類及び程度その他の心身の状態

当該障害児の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳に記載されている障害の状況のみに着目するのではなく、障害があるがゆえに日常生活を営むのに支障をきたしている状況等を含めて勘案する。

なお、「その他の心身の状態」を勘案する場合とは、通所による支援よりも入所による支援や医療機関への入院が適当である場合等を想定している。このような場合に当たるとはではないかと考えられるときは、市町村は、申請者の同意を得て当該障害児の主治医等の医療機関に問い合わせるほか、

申請書に健康診断書の添付を求めることにより確認を行うこととなる。

(2) ~ (9) (略)

2 勘案事項の聴き取り・審査

勘案事項の聴き取りは、当該申請に係る障害児又は障害児の保護者から市町村の職員が行うことが原則となる。ただし、市町村は、公正・中立な立場で業務を実施できるものと認められる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者、同法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等に限り委託することができるものとする。また、本人からだけでは十分な聴き取りが困難である場合、本人の状態をよく知っている者（家族のほか、事業所・施設を利用している者については事業所・施設職員を含む。）からも聴き取りを行うことなど、その適切な把握に努めることが必要である。

3・4 (略)

第四 (略)

申請書に健康診断書の添付を求めることにより確認を行うこととなる。

(2) ~ (9) (略)

2 勘案事項の聴き取り・審査

勘案事項の聴き取りは、当該申請に係る障害児又は障害児の保護者から市町村の職員が行うことが原則となる。ただし、市町村は、公正・中立な立場で業務を実施できるものと認められる障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者、同法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等に限り委託することができるものとする。また、本人からだけでは十分な聴き取りが困難である場合、本人の状態をよく知っている者（家族のほか、事業所・施設を利用している者については事業所・施設職員を含む。）からも聴き取りを行うことなど、その適切な把握に努めることが必要である。

3・4 (略)

第四 (略)

第五 通所給付決定時に定める事項

市町村は、申請のあった障害児通所支援の種類に応じ、申請者からの具体的な利用意向の聴き取り等を踏まえ、通所給付決定を行うとともに、障害児通所支援の種類ごとに支給量及び通所給付決定の有効期間を定める。

1 通所給付決定事項

(1) (略)

(2) 通所給付決定の有効期間

障害児通所給付費等に係る通所給付決定の有効期間は、障害の程度や疾病の状態、介護を行う者の状況等の通所給付決定を行った際に勘案した事項が変化することがあるため、市町村が障害児等の状況を的確に把握し、提供されているサービスの適合性を確認するとともに、支給量の見直しを行うため、市町村が定めるものである。その決定に当たっては、通所給付決定に際し勘案した状況がどの程度継続するかという観点から検討することとなるが、通所給付決定の有効期間を定める趣旨からあまりに長い期間とすることは適切でないため、規則第18条の17に規定する期間を超えてはならないこととしている。

このため、通所給付決定期間の終了に際しては、改めて障害児通所給付費等の通所給付決定を受けることにより継続してサービスを受けることが可能である。

なお、規則第18条の17に規定する期間はあくまで上限

第五 通所給付決定時に定める事項

市町村は、申請のあった障害児通所支援の種類に応じ、申請者からの具体的な利用意向の聴き取り等を踏まえ、通所給付決定を行うとともに、障害児通所支援の種類ごとに支給量及び通所給付決定の有効期間を定める。

1 通所給付決定事項

(1) (略)

(2) 通所給付決定の有効期間

障害児通所給付費等に係る通所給付決定の有効期間は、障害の程度や介護を行う者の状況等の通所給付決定を行った際に勘案した事項が変化することがあるため、市町村が障害児等の状況を的確に把握し、提供されているサービスの適合性を確認するとともに、支給量の見直しを行うため、市町村が定めるものである。その決定に当たっては、通所給付決定に際し勘案した状況がどの程度継続するかという観点から検討することとなるが、通所給付決定の有効期間を定める趣旨からあまりに長い期間とすることは適切でないため、規則第18条の17に規定する期間を超えてはならないこととしている。

このため、通所給付決定期間の終了に際しては、改めて障害児通所給付費等の通所給付決定を受けることにより継続してサービスを受けることが可能である。

なお、規則第18条の17に規定する期間はあくまで上限

であるから、通所給付決定に当たっては、個々の状況に応じて適切な期間とするよう留意されたい。

2 (略)

第六・第七 (略)

別表 (略)

であるから、通所給付決定に当たっては、個々の状況に応じて適切な期間とするよう留意されたい。

2 (略)

第六・第七 (略)

別表 (略)